

改正 平成31年4月1日

第1条 目的

この要綱は、災害時の医療救護体制を確立し、震災等の大規模な災害が発生した場合において、必要とされる医療が迅速かつ的確に提供されるよう円滑な医療救護活動の統括・調整を図るため、八王子市に八王子市災害医療コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）を設置するにあたり、その取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 身分

コーディネーターは、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤職員とする。

第3条 職務

コーディネーターは、平時においては、市の災害医療計画に対し助言を行うとともに、市の要請により災害対策に関する会議等に出席する。また、大規模災害時においては、八王子市における次の職務に関する統括、調整を行うものとする。

- (1) 医療救護班の活動に関すること。
- (2) 医療情報の集約に関すること。
- (3) 収容先医療機関の確保に関すること。
- (4) 東京都地域災害医療コーディネーターとの連絡調整に関すること。
- (5) その他医療救護に関すること。

第4条 委嘱

市長は災害医療や地域における医療の実情に精通し、経験豊富な医師をコーディネーターとして委嘱する。

第5条 定数

コーディネーターの定数は、2人とする。

第6条 任期

コーディネーターの任期は1年とする。ただし、期間の更新は妨げない。

第7条 勤務態様

勤務日及び勤務箇所については、市長が定める。

第8条 解職

市長は、コーディネーターが次の各号のいずれかに該当するときはその職を解くことができる。

- (1) 自己の都合により退職を申し出たとき
- (2) 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えられないとき
- (3) 職員としてふさわしくない行為があったとき
- (4) 職制若しくは予算の減少により、廃職となる場合
- (5) その他市長が必要と認めたとき

第9条 服務

コーディネーターは、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 職務の遂行に当たり、市と十分に協議の上、職務に専念すること。
- (2) 職務上知り得た秘密を他に漏らさないこと。
- (3) 市の信用を傷つけ、又は不名誉な行為をしないこと。

第10条 その他

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は平成 25 年 1 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は平成 31 年 4 月 1 日から施行する。